

令和7年度 事業報告

1. 事業概況

当法人は、北陸信越地域における貸切バス事業の適正化を推進することを目的に、平成29年6月29日に道路運送法の規定に基づき国土交通省北陸信越運輸局長より旅客自動車運送適正化事業実施機関として指定を受け、同年8月1日から事業を開始しました。中心的事業として貸切バス事業者の営業所への巡回指導を行っており、国土交通省の要請により、国が監査を実施した又は実施する予定の営業所を除く全ての営業所を対象にして、原則として毎年度1回の巡回指導を実施しています。

令和7年度は国土交通省通達「令和7年度の巡回指導の運用方針」を受け、令和6年度に引き続き「優良営業所」※¹を対象から除外する一方、巡回指導の結果「特定の営業所」※²となった場合は、改善結果報告書を受理した後、一定期間において再度の巡回指導を実施しました。

巡回指導の実施方法については、個々の営業所を訪問して指導を行う方式（訪問方式）を基本とし、複数の営業所を有する貸切バス事業者の一部について本社営業所等において一括して指導する方式（集合方式）も併せて行いました。

なお、非対面方式（関係書類を郵送等により入手し、電話等により指導を行う方式）での巡回指導については、その負担と効果を勘案し、昨年度に引き続き実施を見送りました。

※1 「優良営業所」（25営業所）

- ①安全性評価☆3つの事業者で、令和5年度及び令和6年度の巡回指導で「否」の判定がゼロの営業所
- ②安全性評価☆3つの事業者で、令和6年度に「優良営業所」に該当した営業所（令和5年度及び令和6年度が「優良営業所」であった営業所を除く）

※2 「特定の営業所」

- ①巡回指導で「否」の判定が1割以上
- ②「運賃の適正な収受」の項目の判定が「否」
- ③点呼状況の録音・録画の保存なし
- ④呼気検査の写真の保存なし

貸切バス事業者数等の増減については次表のとおりとなっています。

		事業者数	営業所数	車両台数
令和7年2月1日現在		223	290	2,623
増減	新規	0	2	15
	休止・廃止・合併	11	17	
令和8年2月1日現在		212	275	2,638

2. 巡回指導の実施状況について

(1) 巡回指導の実施状況

令和7年4月から令和8年3月末までの間に、訪問方式で168営業所、集合方式で27回・70営業所の合計238営業所へ巡回指導を実施しました。

このうち、特定の営業所に対する再度の巡回指導は17回です。(令和6年度から繰り越した2営業所を含み、全て訪問方式で実施)

実施方式別・月別・県別実施状況は別表1のとおりです。

(2) 巡回指導の実施結果

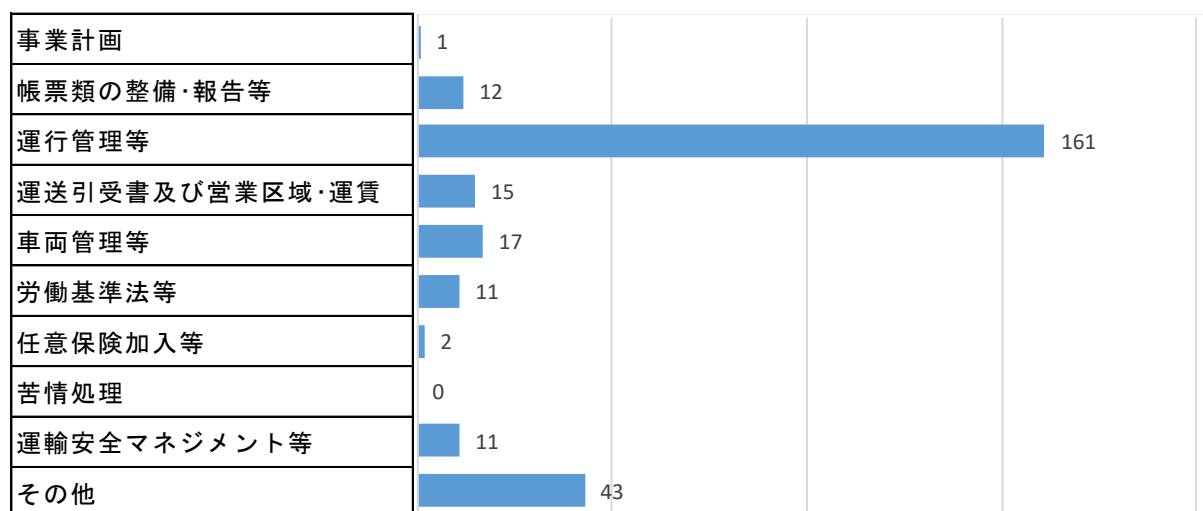
巡回指導の結果、110営業所(46.2%)において法令違反が確認され、改善要請を行い改善結果報告書の提出を求めました。

なお、巡回指導を拒否した1営業所、期限までに改善結果報告書を提出しなかった1営業所及び違反項目の一部が未改善であった2営業所について、それぞれ運輸局に報告しました。

また、旅行業者への手数料の支払いにより、一運送に必要な安全コスト額を下回っていた事案2件を運輸局に報告しました。

改善要請の内容は下記及び別表2のとおりです。改善要請が多い項目については今後も粘り強く指導を続けて行く必要があり、主な内容を当センターのホームページに掲載しました。

【指導項目区分別改善要請件数】(計273件)



【主な改善要請の内容】

◆運行管理等

- ・ 初任運転者に対する教育記録の不備、実技指導時間の不足
- ・ 点呼状況の録音・録画の不備、点呼記録の不備
- ・ 過労運転防止にかかる基準違反(連続運転時間の違反、休息期間の不足等)
- ・ 高齢運転者等に対する適性診断の未受診

- ◆車両管理等
 - ・定期点検整備の未実施
- ◆運送引受書及び営業区域・運賃
 - ・深夜早朝運行料金等の未収受、運賃の下限割れ
- ◆帳票類の整備・報告等
 - ・「事業報告書」等の未提出
- ◆労働基準法等
 - ・所定の健康診断の未受診
- ◆運輸安全マネジメント等
 - ・「輸送の安全に関する事項等」の国への報告の未実施
- ◆その他
 - ・「貸切」表示等の車体表示の不備、事業者名等の車内表示の不備

3. 利用者からの苦情処理等について

貸切バスに係る利用者からの苦情はありませんでした。

4. 負担金の徴収業務等について

負担金の請求等の経過は次のとおりです。

- ① 令和7年4月14日 負担金請求書発送（218者）
- ② 令和7年9月30日 後期分請求書発送（11者）

負担金納入状況につきましては、1事業者が未納入となりました。当該事業者は負担金を納入しないまま事業を廃止し、営業所は閉鎖されて督促状も返送される状況でした。

また、年度途中で事業を休・廃止した6者について負担金精算を行い、負担金調整費として計上しました。

このほか、年度途中で新規許可を受けた1者について新たに請求を行いました。

5. 組織、巡回指導体制について

（1）理事会

代表理事（会長）	佐々木桐子	理事（副会長）	中島一夫
理事（副会長）	中田邦彦	理事（副会長）	小林和男
専務理事	田中 篤	監事	畠山正弥

（2）適正化事業諮問委員会

委員長	永井雅人	委員	塩入誠司
委員	渡邊洋平	委員	斎藤和子

(3) 巡回指導体制

- ・ 首席指導員 1 名、指導員 2 名（内 1 名は専務理事が兼務）
- ・ 事務担当 1 名
- ・ 外部指導員 9 名（個人契約による者 6 名、新潟県バス協会及び石川県バス協会との契約による者 3 名）

6. 会議等の状況

7. 3. 13 令和 7 年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画、収支予算及び資金計画について北陸信越運輸局長の認可
7. 3. 13 令和 7 年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る負担金の額及び徴収方法について北陸信越運輸局長の認可
7. 4. 7 北陸信越運輸局自動車交通部旅客課・安全監理室との連絡会議（以降毎月 1 回開催）
7. 6. 19 令和 7 年度第 1 回理事会（新潟県トラック総合会館）
- 第 1 号議案 令和 6 年度事業報告について
 - 第 2 号議案 令和 6 年度収支決算報告について
 - 第 3 号議案 役員の改選について
 - 第 4 号議案 適正化事業諮問委員の改選について
 - 第 5 号議案 育児・介護休業等に関する規程の一部改正について
7. 6. 19 第 9 回定時社員総会（新潟県トラック総合会館）
- 第 1 号議案 令和 6 年度事業報告について
 - 第 2 号議案 令和 6 年度収支決算報告について
 - 第 3 号議案 令和 7 年度事業計画について
 - 第 4 号議案 令和 7 年度収支予算書及び資金計画について
 - 第 5 号議案 役員の改選について
7. 6. 19 令和 7 年度臨時理事会（新潟県トラック総合会館）
- 第 1 号議案 役員の役職について
7. 7. 11 役員の選任について北陸信越運輸局長の認可
7. 7. 11 適正化事業諮問委員の任命について北陸信越運輸局長の認可
7. 12. 2 令和 7 年度全国貸切バス適正化機関意見交換会（オンライン会議）
7. 12. 2 令和 7 年度全国貸切バス適正化機関連絡会議（オンライン会議）
8. 2. 25 令和 7 年度第 2 回理事会（新潟県トラック総合会館）
- 第 1 号議案 令和 7 年度事業報告（中間報告）について
 - 第 2 号議案 令和 7 年度収支見込報告について
 - 第 3 号議案 令和 8 年度事業計画について
 - 第 4 号議案 令和 8 年度収支予算及び資金計画について
 - 第 5 号議案 令和 8 年度貸切バス事業者負担金額及び徴収方法について
 - 第 6 号議案 職員給与規程の一部改正について

8. 3. 3 令和 7 年度第 1 回適正化事業諮問委員会（新潟県トラック総合会館）
- 第 1 号議案 令和 7 年度事業報告（中間報告）について
- 第 2 号議案 令和 7 年度収支見込報告について
- 第 3 号議案 令和 8 年度事業計画について
- 第 4 号議案 令和 8 年度収支予算及び資金計画について
- 第 5 号議案 令和 8 年度貸切バス事業者負担金額及び徴収方法について
8. 3. 26 臨時社員総会（書面決議）
- 第 1 号議案 代表理事退任に伴う後任理事の選任について
8. 3. 31 役員の選任について北陸信越運輸局長の認可

実施方法別、月別・県別の巡回指導実施状況

【別表 1】

① 【訪問方式で実施した営業所数】（「外部」は、外部指導員 2 名で実施した件数で、内数。）

／月次	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	外部
新潟	2	2	3	8	1	1	6	4	5	1	4	5	56	13
長野	12	15	8	11		4	5				5	7	75	0
富山	4		3	1					2		4		13	1
石川				10	8	7	4	5					24	12
合計	18	0	17	29	9	12	15	16	12	1	13	10	168	26

② 【集合方式で実施した営業所数】（（回数）は、集合方式で実施した回数）

／月次	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	（回数）
新潟						3	2	5	3	1	2	6	29	10
長野					6	3	1	2	3	1		2	18	7
富山			4	2					8	3			12	5
石川				4	2		2	1	5	2			11	5
合計	0	0	4	2	6	3	9	8	13	5	6	8	70	27

③ 【再巡回営業所数（①及び②の内数）】

／月次	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
新潟		1	1					1	3		1	2	9
長野					2		1		2			1	6
富山								2					2
石川													0
合計	0	1	1	0	2	0	1	3	5	0	1	3	17

別表 2

令和 7 年度巡回指導指摘事項集計表

区分	項目	指摘 件数	区分 計	指摘件数
1 事業計画	①主たる事務所及び営業所の名称及び位置に変更はないか。	0	1	0
	②営業所に配置する事業用自動車の数に変更はないか。	1		1
	③自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	0		0
	④乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の位置及び収容能力は適正か。	0		0
	⑤乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の保守及び管理は適正か。	0		0
	⑥名義貸し及び事業の譲渡し等はないか。	0		0
2 帳票類の整備・ 報告等	①事故記録が適正に記録され、保存されているか。	0	12	0
	②自動車事故報告書が適正に届出されているか。	0		0
	③乗務員台帳が適正に作成され、保存されているか。	3		3
	④車両台帳及び車検証（写し）が適正に保管されているか。	0		0
	⑤事業報告書、輸送要綱報告書、原価報告書を提出しているか。	9		9
	①運行管理規程が定められているか。	0		0
3 運行管理等	②運行管理者が選任され、届出されているか。	2	33	2
	③運行管理補助者が選任され、届出されているか。	2		2
	④運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	3		3
	⑤事業計画に従い、必要数の運転者を確保しているか。	0		0
	⑥過労防止を配慮した勤務時間・乗務時間を定め、これを元に運行計画を作成され、休憩時間、休息期間が適正に管理されているか。	33		33
	⑦点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	37		37
	⑧点呼の際にアルコール検知器を使用しているか。	8		8
	⑨乗務の記録（運転日報）の記録及び保存等は適切か。	3		3
	⑩運行記録計による記録及びその保存並びに活用は適正か。	11		11
	⑪運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	5		5
	⑫特定の運転者に対して、適性診断を受けさせているか。	12		12
	⑬特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	38		38
	⑭運転者に対する指導監督の実施、記録、保存は適正か。	7		7
	⑮乗務員の勤務規定が制定されているか。	0		0
	①運送引受書の作成・交付・保存は適正か。	4	15	4
4 運送引受書及び 営業区域・運賃	②営業区域を遵守した運送を行っているか。	0		0
	③届出済みの運賃が適正に収受されているか。	11		11
5 車両管理等	①整備管理規程が定められているか。	0	17	0
	②整備管理者が選任され、届出されているか。	2		2
	③整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	5		5
	④日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	0		0
	⑤定期点検基準を作成し、これに基づき適正に点検及び整備を行い、点検整備記録簿が保存されているか。	10		10
6 労働基準法等	①就業規則が制定され、届出されているか。	0	11	0
	②3 6 協定の締結され、届出されているか。	1		1
	③所定の健康診断を実施し、その記録及び保存は適正か。	10		10
7 任意保険加入等	①賠償責任保険等に加入しているか。	2	2	
8 苦情処理	①旅客に対する取扱い、その他運輸に関する苦情を申し立てた者に対して、遅滞なく弁明しているか。	0	0	
	①安全管理規程を作成し、届出がされているか。	0	11	0
9 運輸安全マネジメント等	②安全救済管理者を選任し、届出がされているか。	0		0
	③輸送の安全に関わる情報を公表しているか、また、公表すべき輸送の安全に関する事項等を届へ報告しているか。	11		11
10 その他	①営業所に運送約款及び運賃が掲示されているか。	12	43	12
	②事業者名等が車体に表示されているか。	10		10
	③車内に事業者名等が掲示されているか、また、応急用具等の備付等は適正か。	21		21
	計	273		